

第1回大規模林道事業の整備のあり方検討委員会

議 事 録

平成14年8月28日(水)

於 K K Rホテル東京
林 野 庁

1 大規模林道事業の整備のあり方検討委員会出席者

(1) 検討委員

| | |
|-------------------|--------|
| (財)日本農業研究所研究員 | 岸 康彦 |
| 山形大学名誉教授 | 北村 昌美 |
| 東京大学大学院教授 | 小林 洋司 |
| 秋田大学工学資源学部教授 | 清水 浩志郎 |
| 住空間工房代表 | 早坂 みどり |
| (財)自然環境研究センター研究主幹 | 松島 昇 |

(2) 林野庁

| | |
|--------|------|
| 森林整備部長 | 辻 健治 |
| 整備課長 | 関 厚 |

(3) 緑資源公団

| | |
|----------|-------|
| 森林業務担当理事 | 日高 照利 |
| 森林業務部長 | 楠瀬 雄章 |

2 林野庁森林整備課長挨拶

3 座長選出

4 議 事

- ・ 資料4により「大規模林道事業の今後の整備のあり方検討実施要領」について説明。
- ・ 資料5により「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会運営要領」について説明。

[意見交換]

委員

大規模林業圏と大規模林道との関係は何か。

事務局

大規模林道圏として17道県に7圏域が設定されている。大規模林道事業はこの17道県の中だけで実施している。

委員

新聞などでは、違ったとらえ方をされるおそれがある。「大規模」だから規模の大きな林道をつくる事業であるととらえられる。この機会においては、誤解が生じないように確認しながら進めるべきである。

委員

緑資源公団が独立行政法人へ移行することと、この委員会における検討事項との関係はどうなっているか。

事務局

資料11 - 2 に、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の関係部分の写しを添付している。

結論として、事業についてはそれぞれ見直しを行い、大規模林道事業は、「既着工区間について事業評価システム等による徹底的な見直しを引き続き行う」等とされ、組織形態は「独立行政法人とする」となっている。

事業と組織形態を絡めながら改革を進めていくのではなく、組織は組織で独立行政法人という形にし、事業は事業で計画に盛り込まれた見直しを行っていくという整理になっている。

委員

事業の再評価の対象に、今回の20区間は入っているのか。

事務局

再評価すなわち期中評価は、事業に着手した後5年以上経過したものを対象に、原則として5年ごとに実施するものであり、この委員会で審議をお願いする20区間は対象となっていない。

委員

再評価が終わっている区間はあるのか。

事務局

ある。

委員

再評価では、着工したところではできるだけ進めたいという気持ちがあるが、今回はそれ以前の課題であり、それだけ厳しい。

事業を実施する方としても厳しいし、委員会としても「ここまで進捗しているから継続すべき」とは言えなくなっている。

- ・ 資料6により「大規模林業圏開発林道事業の概要」について説明。
- ・ 資料7により「林内路網整備の必要性と大規模林道事業の位置づけ」について説明。
- ・ 資料8により「大規模林道事業の効果」について説明。
- ・ 資料9により「大規模林道事業における事前評価」について説明。
- ・ 資料10により「大規模林道事業における期中評価」について説明。

委員

まだまだ、付け加えるべき大規模林道の意味があるのではないか。委員会にとっては、今後の検討課題である。民俗学者の宮本先生は林道の専門家であっ

たが、こういう所にも委員会が学ばねばならない林道の意味というものがあるのではないか。

- ・ 資料11 - 2 及び11 - 3 により「大規模林道事業の見直しに関する主な議論」について説明。

委員

資料11 - 2 に、「真に必要な事業は一般的な事業として実施する」という、平成13年8月10日時点の行政改革推進事務局の提案が書かれているが、この一般的な事業というのは何を指すのか。補助林道事業とするという意味なのか。

事務局

そのとおり。

この時点では、なぜ特殊法人の事業でなければならないのか、地方分権の考え方から、すべて都道府県にまかせるべきではないかという考えが、行政改革推進事務局の中にあった。

委員

これは、最終的なものではないのか。

事務局

最終的には、「特殊法人等整理合理化計画」にあるとおり、建設予定区間については補助林道化も含め検討することになった。

補助林道化を含め検討というのは、道県で実施すべきものと公団で実施すべきものとを仕分けし、また、中止という可能性もあるという提示のされかたであり、本委員会ではこれに基づいて議論をお願いするものである。

委員

最終的に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」よりも、平成13年8月10日の事務局案の方が厳しかったということか。

事務局

そのとおり。

- ・ 資料12により「建設予定区間一覧」について説明。
- ・ 資料13により「大規模林道事業の今後の整備のあり方の検討に関する基本的考え方(案)」について説明。
- ・ 資料14により「評価項目の具体的検討の内容(案)」について説明。
- ・ 資料15により「建設予定区間の概要」について説明。

委員

資料13について、自然保護団体から意見を聞くという説明があったが、文章としても残すべきである。「地元の意向」に含めるというのは少々変である。

資料14でも、同様の説明があったが、もう一つ項目をたてて、自然保護団体の意見等を具体的検討の内容に入れるべきだと思う。

委員

反対の方でも、自然保護団体は森林管理の面からは仲間であり、林野庁の応援団体と考えてよい。多少の方向の違いはあるが、自然や森林を考えている仲間である。委員が述べたとおり、文章にも自然保護団体の意見を聞くことを入れるべきではないか。

委員

そういう意見は、なるほどと思うところがある。従来、自然保護団体等から意見を聞いていても、それを表に出していないから、「我々の意見を聞いてくれるのか。」という意見が出てくる。入れておいた方がよい。

委員

長期的には、人口の7、8割を占める都市住民に森林管理の責任を実感してもらわなければいけない。この委員会における大規模林道に関する検討を通じて、どんどん情報を与え、日本の将来の森林のために都市住民も広い意味での地元になってもらいたい。

委員

そういう意味では、都市住民も受益者と言える。

また、自然保護団体イコール反対派という考え方はもう通用しない。最近の農林水産省の非常によいところは、あらゆるデータを公開する方法をとっていることであり、これは徹底した方がよい。その方が、必ずよい結果をもたらす。

また、できるだけ地元意見を集めて出してほしい。

委員

自然保護団体の意見を聞くことは賛成だが、注意しなければならないのは、地元の意向にそれを入れてよいかということである。自然保護団体は、地元の意見は無視して、外部からやってくる方が圧倒的に多い。自分が承知している林道事業が中止となった事例では、地元の人たちは要望しているが、自然保護団体、そこに住んでいない人達の意向が大変強かった。中止となったのは自然保護団体の意向だけが原因ではなかったが。

だから項目が、地元の意向とは別なところであればよいのではないか。

委員

全体を受益者とする構想を林道を通して考えていくというのが、この委員会の立場ではないか。

反対する人はちょっと理解が足りない場合があるかもしれないし、賛成するから理解しているとは必ずしも言えない。

この委員会としては、反対も含めた包括した論理を打ち立てていく姿勢が必要である。

今までは、その都度出てきた事に対する対処、例えば、クマタカが飛んでい

るか飛んでいないか等を検討してきたので、いつまでも問題が残る。包括する論理を出さなければならない。

この委員会が設定された意味はそういうところにある。

事務局

再評価委員会と自然保護団体がどのようにやってきたかということについて詳しく説明する。

山形の朝日・小国区間を中止する事については相当の意見があり、その意見については再評価委員会で随分議論し、中止という決断をした。

また、一昨年の方の広島での再評価委員会では、反対の方の意見を聞いて、その後再評価委員会の委員と反対の方の方がディスカッションをした。

昨年の岩手県の林道では、現地調査において再評価の委員と反対の方の方が一緒に林道予定線を歩いて、現場で説明を受け、意見聴取も行き、その後、ディスカッションもした。

会議の資料についても、会議後反対の方へ全部送付している。資料の説明等も、求められれば林野庁が責任を持って行っている。

ところが、こういうことは一切報道されていない。新聞記者はなかなか大規模林道を評価する記事は書きにくい。また、書いた場合でもデスクは通らないとはっきり言われた。それについては残念だと考えている。

この検討会についても、同じような方法を考えている。委員の指摘を踏まえ、ここは訂正して次回提出する。

委員

大規模林道をつくることによる本当の受益者は一体誰なのか。あるいは、大規模林道をつくるのが、結果としてこの国の形をどう変えるのか。

全体的に、例えば、環境問題をとっても、基本的に21世紀の中でこれをつくるのが結果としてどういった形の利益をこの国に与えるのかという議論が、よく見えてこない。

資料で挙げられているのも、知事の意見、市町村長の意見また受益者の意見であり、本来は、こういう林道をつくるには国民全体の合意を得なければいけない訳であり、国民全体にどのような形の利益を与えるのか、そういうことが見えてこなければ、ここで議論していることを一般的に知らしめることができない。

例えば、高速道路の場合もそうだが、土木関係でも事業評価の際に、この様なことを議論する方向に向かっている。だからこの様な議論をどこかでしておかないと、結果として、今までのように関係者だけで必要性の議論だけに終わるのではないかと危惧する。

例えばパブリックコメントをやっているのか、あるいはパブリックインボルブメントで考えると、都市の住民にとって、大規模林道が一体どういう必要性があるかということは、ほとんど分かっていない。大規模林道20区間をつくる

ことが、地域だけに利益があるのではなく、つくることによって、例えば、北海道全体をどう変えるのか、あるいは、北海道全体が変わることによって、オールジャパンで見たときに、日本の国はどう変わっていくのか。少し、このようなことを大上段に構えて議論しておく必要があるというのが、説明を聞いていて感じた疑問である。

そういう意味から、パブリックコメントやパブリックインボルブメントを大規模林道について行ったことがあるのか。

委員

そういうことを論議することを要求されているのが、この委員会ではないかと受け止めている。再評価委員会は、もう走っているものの評価を行っている。途中で全部止めて「大規模林道とは何か。」という訳にはいかない。

今回は、着手していないところが本当に必要かどうかということ。しかも、補助林道事業化の可能性まで含めて、いろいろな回答の可能性がある中で検討を行う。やはり、ここで考えなければ、考える機会はないのではないかと。

事務的な負担をかけないような格好で、その論議を進めたい。むしろ、個々のデータそのものよりも、そういう論議の方が本当は大事だろうと思う。

できたら、この前文にそういうものを掲げられるとよいと思う。多分、誰も読まないだろうが、あらゆる機会に、それが我々の拠り所になる。

この委員会の可能な範囲で、今のような話を入れていきたいと思う。

委員

林業や森林は、普通の人達にまだよく理解されていない。本当は、林野庁でずっと過去の段階から森林や林業をPRしなければいけなかったが、なかなか理解されていない。

結局、林道は何のためにつくるのかといった、ある程度林業のことを分かっている人にとっては初歩的なことが、一般の人達にはきっちりと理解されていない。その部分から取り組んではどうか。

委員

国民全体として森林は財産だという考え方からだと、反対している人も森林に対する愛情は持っており、そのことを踏まえる必要がある。

新聞社が書いてくれないと言うが、資料13の基本的考え方の案を見る限り、これは書かれない。国民全体の意見が入っているということであれば書けるだろうが。

そういう意味で、自然保護団体の意見を聞くということを書いての方がよい。記事にさせるためには、書いたものがなければいけない。

委員

新聞記者が持っている先入観というのものも、ある程度、林野庁にも責任がある。反対の人も森林を考える仲間である。

都市は、健全な森林がなければ成り立たないということが、資料11 - 2の80

ページにある「都市基盤とそれを支える緑」としてあるが、考え方としてはそれなりに進んでいる。だが、まだ意見として通じない。林野庁はもっと努力しなければいけないのだというように受けとめてほしい。

委員

例えば、現在着工前に行っている費用対効果分析やいわゆる環境アセスメントの結果なども資料で提示されるのか。

事務局

環境調査は、着工が見込まれる時点の1、2年ほど前に実施する形になっている。今回の20区間については、環境調査の実施には至っていない。文献調査等に基づくものについて、道県の協力を得て示す形になる。

委員

正式なものではなくても、既存のデータでも結構なので示してほしい。

事務局

また、費用対効果分析については、時間がかかるものであり、他のデータよりも時期は遅れるかもしれないが、結果を提出する。

委員

資料13は、このまま公開するのか。

事務局

そのとおり。委員会の了承が得られなかったので、決定したものとはならないが、配付資料として委員会に提出したこと自体は事実である。

委員

つまり、これが修正され、委員会です承されたものが出るのは先になる。それまではこれが通用してしまうことになる。それは困る。

資料13と資料14に、訂正するということを書いてほしい。資料だけ読む人がいる。委員会がこれを受け入れたと誤解されたくない。1行入れられないか。取扱いは、座長にお願いする。

事務局

慎重に対応したい。

(以上)